

国土地盤情報データベース運用規程

(目的)

第1条 本規程は、神奈川県知事（以下「甲」という。）と一般財団法人国土地盤情報センター理事長（以下「乙」という。）が締結した地盤情報の収集と利活用に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、国土地盤情報データベース（以下「地盤DB」という。）を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(地盤情報の登録)

第2条 地盤DBに登録する地盤情報の範囲は、甲及び協定書2の規定により甲が別に定める者（これらの者が所掌する事務所等の長を含む。以下「甲等」という。）が、それぞれその所有する地盤情報について定めるものとする。

2 地盤DBに登録する情報は、ボーリング柱状図（PDF形式及びXML形式）及び土質試験結果一覧表（PDF形式及びXML形式）とする。

3 地盤DBへの登録は、次の各号に掲げる地盤情報に応じ、当該各号に定める方法による。

(1) 甲等が発注した業務又は工事において、協定書7に規定する期間（延長された期間を含む。）内に得られた地盤情報 甲等が、当該業務又は工事の受注者を通じて乙に送付する。

(2) 甲等が協定書の締結前から所有している地盤情報 甲等が乙に直接送付する。

(地盤情報の検定)

第3条 乙が行う検定の主な内容は、次のとおりとする。

(1) ボーリング位置情報の確認

(2) 柱状図標題情報の確認

(3) 調査者の資格の確認

(4) XMLデータとPDFデータの突合

(5) 柱状図等と特記仕様書との照合

2 地盤情報の検定は、原則、適正な地盤情報の送付を受けた後2週間以内に行うこととし、乙は、地盤情報の検定を行った後、速やかに検定証明書を交付するものとする。

3 乙は、前条第3項第2号に掲げる地盤情報を検定を行わずに地盤DBに登録するときは、検定を行っていない旨を明記して登録するものとする。

4 甲等が発注した業務又は工事の受注者が当該業務又は工事に係る地盤情報に

ついて検定を受けるときの費用は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次のいずれにも該当する場合　ボーリング柱状図のデータ 1 本につき 2,000 円（消費税及び地方消費税抜きの金額）

ア 当該調査を行った管理技術者又は主任技術者が次のいずれかの資格を有していること。

(ア) 地質調査技士

(イ) 技術士（当該業務に該当する部門又は総合技術監理部門の当該業務に該当する選択科目に限る。）

(ロ) RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門に限る。）

(ハ) 博士（理学又は工学に限る。）

(ニ) 土木学会認定土木技術者（地盤・基礎に限る。）

(ホ) 港湾海洋調査士（土質・地質調査に限る。）

(ヘ) 施工管理技士（業務に該当する級及び種目に限る。）

イ 当該調査を行ったボーリング責任者が地質調査技士の資格を有していること。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合　ボーリング柱状図のデータ 1 本につき 3,000 円（消費税及び地方消費税抜きの金額）

（利用不可とする情報）

第4条 協定書4の規定により利用不可とする地盤情報は、次に掲げる情報を含む地盤情報とし、甲等は、当該情報を送付するときは、当該地盤情報に、地質・土質調査成果電子納品要領（平成28年10月国土交通省）に基づき、ボーリング交換用データ及び土質試験結果一覧表データにおける公開可否コード（「公開可」を「利用可」と、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記載することとする。

(1) 外交、防衛又は国際条約に関連する情報

(2) 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報

(3) 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報

(4) その他甲等が利用不可とすべき特段の事情があると認める情報

（地盤情報の利用）

第5条 地盤情報の利用は、地盤DBに登録されている地盤情報を閲覧し、及びファイルをダウンロードすることにより行うことができる。

2 甲等がダウンロードした地盤情報を複製し、又は改変して利用するときは、地

盤DBのから得られた地盤情報であることを表示することとし、乙が甲等の所有する地盤情報を甲等以外の者に利用させるときも同様とする。

3 乙は、甲等からの求めがあったときは、地盤DBに登録された甲等の所有する地盤情報を整理した上で甲等に提供するものとする。

4 乙は、甲等以外の者から地盤DBに登録された甲等の所有する地盤情報を整理した上で提供するように求めがあったときは、有料でこれを提供することができる。

(甲等の通知)

第6条 甲は、協定書2の規定により定めを行うときは、事前に乙に通知することとし、定めた内容を変更するときも同様とする。

附 則

この運用規程は、令和2年4月1日から施行する。